

第15回世田谷区農業委員会総会

日：令和3年10月29日（金）

場所：三軒茶屋分庁舎2階セミナールーム

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当なし】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について 【該当なし】
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について 【該当なし】
 - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
5. 協議事項
 - (1) 令和3年12月の総会日程(案)について
6. 報告事項
 - (1) ふれあい農園「みかん狩り」「家族で楽しむ花の寄せ植えづくり」
「大根の引っこ抜き」「冬野菜の収穫」の開催について
 - (2) 都内産農産物等の放射能検査について
 - (3) 農地管理推進月間を終えて
7. その他
8. 閉 会

第15回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和3年10月29日（金）午後3時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎2階セミナールーム

出席の委員：会長職務代理者 高橋昌規、大塚信美、石井朝康、荻部嘉也、海老澤健、岩本敏行、三田浩司、橋本正志、野島秀雄、細井誠一、志村秀典、植松智、加々美栄一、石井勝、宮川喜久、本澤絢子、いたいひとし、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：会長 宍戸幸男、鈴木利彰

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 吉田健彦、主事 岡田英朗、主事 関智秋

○事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第15回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(配付資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶なのですが、本日、宍戸会長が所用により欠席されております。本日は高橋会長職務代理に会長代理をお願いいたします。それでは、高橋会長職務代理、よろしくをお願いいたします。

○高橋会長職務代理者 本日は代理を務めさせていただきます。

(会長挨拶)

まず、本日、議事に入ります前に、宍戸会長と鈴木利彰委員が欠席をしております。

それと、本日の署名委員ですが、海老澤健委員、野島秀雄委員、よろしくをお願いいたします。

それでは、次第4の審議に入りたいと思います。

第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

この第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件と第5条が3件となっております。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.1をご覧ください。農地法第4条は、農地を住宅等にする場合に必要となる届出です。本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可を要しないというふうになっております。この届出につきましては会長の専決処理としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号3-4-9。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

それでは、資料No.2-1に移らせていただきます。

ここからは第2号議案農地法第5条に基づく転用届出となります。農地を農地以外のものにする場合、かつ、所有者の変更がある場合は第5条の届出が必要となります。こちらでも全件専決処理のため、報告のみとさせていただきます。

第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-16。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No.2-2に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-17。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No.2-3に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-18。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

○高橋会長職務代理者 それでは、この第4条、第5条についてご質問がありましたら、よろしくお願いたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 それでは、質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件のみとなっております。

それでは、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3をご覧ください。こちらは、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてです。

この証明願について簡単に説明をさせていただきます。生産緑地には転用の制限がありますが、その制限は、区に生産緑地の買取り申出を提出し、都、区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合から3か月が経過すると解除されます。その買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示日から30年が経過した場合、主たる従事者が死亡するか農業に従事することが不可能になった場合、この2つになるのですが、この主たる従事者の死亡または農業従事不可となった際の買取り申出をする際に、農業委員会の発行する主たる従事者証明が必要となります。そのため、所管の農業委員が農地調査を行

い、死亡または故障した従事者が主たる従事者であったことを確認しております。

それでは、内容を読み上げます。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

○高橋会長職務代理者 それでは、調査されました細井誠一委員、よろしくお願いたします。

○細井委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

ご意見等ありましたら、お願いたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 それでは、意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。全員の賛成を得ましたので、証明書を発行することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

続きまして、第5の協議事項に移ります。

○事務局 では、(1)の12月の総会日程に参ります。それでは、お手元の資料No.4、令和3年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

次回の総会開催日程につきましては、11月24日水曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階の第5委員会室で開催されることが決定しております。12月の開催日時につきましては、12月23日木曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎5階の会議室の予定となっております。

ご協議をお願いたします。

○高橋会長職務代理者 それでは、この原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 異議なしとの発言がありました。では、開催案どおり決定いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○事務局 それでは、次第6の報告事項に参ります。

それでは、資料No.5をご覧ください。(1)ふれあい農園「みかん狩り」、「家族で楽しむ花の寄せ植えづくり」、「大根の引っこ抜き」、「冬野菜の収穫」の開催について、内容につきましてはお配りいたしました資料のとおりでございます。周知方法につきましては、11月1日、11月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内をさせていただいております。

続きまして、資料No.6に移らせていただきます。(2)都内産農畜産物等の放射性物質検査についての結果報告でございます。

今回は令和3年9月30日、10月7日、10月14日付の検査結果の報告でございますが、世田谷産の農産物につきましては対象となっておりますので、参考程度にとどめていただければと思います。

原木シイタケでセシウム137が検出されておりますが、一般食品における放射性セシウム、放射性セシウムとはセシウム134と137を合算して有効数字2桁に四捨五入したのですが、その基準値は100Bq/kgとなっております。

続きまして、(3)の農地管理推進月間を終えてに参ります。

9月から10月にかけてまして農業委員の皆様に行っていただきました農地パトロールの結果報告をお願いしたいと思います。皆様が農地パトロールでお気づきになられた点や、情報共有が必要と思われる事項等がございましたら、ご報告いただければと思います。

それでは、議長の方で進行をお願いいたします。

○高橋会長職務代理者 皆さん、農地パトロール、本当にご苦労さまでございました。パトロールの感想や農地の状況、気づいた点等ございましたら、大塚信美委員から宮川委員まで順番に一言ずつ述べていただきたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

(石井朝康委員から大塚信美委員まで順番に報告)

○大塚委員 農業委員をさせてもらって去年、今年と2年にわたるんですけども、このパトロール、それから皆さんのご意見、そしてこの総会での意見の中で気づいたことがあります。それをちょっとお話しさせていただきたいんですけども、生産緑地が平成4年に施行されて30年。それから、納税猶予が施行されて、これは昭和51年ですから、もう46年、長きにわたって都市農家の緑地というものが保存されている訳ですけども、ただ、私なりに問題視したいのは、その農地、生産緑地の形態がまちまちであるということです。

例えば、納税猶予を受ける場合でも、ある税務署はこれはいい、ある農家は税務署からは駄目だと言われる、そういう違い。いろんな農地問題を整理して、生産緑地、農地の形態というものを、例えば政治の世界でちゃんと決めてもらって、今後、迷いのないような生産緑地制度、納税猶予を目指していったらどうかなと感じております。

ちょうど時期的にそういう時期ではないかなと考えております。例えば農業委員会なり農家の人々が集まって、問題点はたくさんあると思うんです。それを整理して、例えば法律の中での通達とか、そういうものに持っていったらどうかなと感じております。

ちょっと面倒かもしれないけれども、大変かもしれないですけども、いわゆる政治的な活動もするべき時期ではないかなと感じております。だから、このままで進むと、毎年、毎年、いろいろな問題が、同じ問題が繰り返されていくような気がします。

生産緑地を獲得する平成4年のときの前、私も若いときに政治の場に引っ張られている経験してきましたけれども、なせば成るといえるか、あの頃は〇〇先生がパイプ役で、いろいろ政治との間をつなげて、生産緑地というものを勝ち得たんですけども、なせば成るで、こういう問題点を整理する時期ではないかなと考えております。

身勝手な意見でおこがましいと思いますけれども、ありがとうございました。失礼します。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

この生産緑地のことにつきましては、いずれ農業委員会の中で協議しなければならないと私も思っています。

それと、今、問題がありました畑、緑地につきましては、問題が大きなところは、私は会長じゃないのではっきりしたことは言えませんが、会長が出向いてそのお宅に説得に当たる場合もあるようです。私は前にそれをやっていたので、そんな活動も事務局と一緒にしております。

○事務局 今、皆さんにご報告いただいた中の1件ですけども、ご高齢でなかなか生産

緑地に手が入らないよということで、娘さんがいらっしゃるんですけども、娘さんは当然農業はやらない。ご本人も認知症気味で、まだ特定の申請をされていない。私どもは特定申請されていない家は全部一軒一軒回りまして、意向確認とかをやりました。それをお伺いしたときも、やりたいんだけどもやれない、でも残したいというジレンマはあって、解決方法が見つからないんです。

結論といたしましては、恐らく、平成4年指定のものに関しては来年、買取り申出を出すんじゃないかなと思っているんですけども、多いときは1日3回ぐらい私宛てに電話かかってくるんです。内容は全く同じ内容です。まだ故障を出すほどでもなくて、娘さんに話を聞くと、父は畑へ行って草刈りはやっていると言うんです。どうにもならない部分であるんだと、そう思って本当にいいのかどうかというのは疑問なんですけれども、事例としてこういったものがあるということでご報告申し上げます。

また、皆様にご報告いただいた中で、私どもも把握しているものが幾つかございます。昨年の苅部委員と一緒に、今の職務代理と一緒に指導なんかも行かせていただきましたので、あまりにも改善の見られないところに関しましては、改めて一緒にご足労いただいてご指導ということをお願いしたいと思います。

○高橋会長職務代理者 よろしく申し上げます。

よろしいですか。ほかに。

○宮川委員 先程、主観的な考えがいろいろあろうかと思えますけれども、5年続けてバツというところがあるということで、それに対して事務局等は何か行動なさったんでしょうか。

○事務局 場所の特定ができないんですけども、細井委員のお持ちの管轄のところでは指導に行ったことはないです。

○宮川委員 何のために委員がバツを出して、それに対して、委員会でもいいですし事務局でもいいですけども、行動していないというのはまずいと思うんです。全くこのパトロールの意味をなしていないと思います。

○事務局 バツのところは、もちろん意識はしています。1つだけ言い訳させていただきますと、今、特定生産緑地の移行期だったので、それを優先させていただいておりました。もちろんバツがついて、それをそのままにしているものではありませんので、それに関しましては、これからはもう少しきめ細かく対応していきたいと考えております。

○高橋会長職務代理者 おとしあたりは何件か出たんですけども、そこは私も行かせ

ていただいて、結構いろいろお話しして、生産緑地じゃなくなったところもあります。まだ直っていないところはあるんですが、その人のお住まいと世田谷区にある畑とちょっと離れていまして、うまくいっていないんです。いまだにそこは駄目なんです。

もう1件のところは、私も行ったんですが、作ってはいるんです。きれいなところはきれいなんですが、汚いところはいつまでたっても直してくれない。かといって、一応生産していますので、確定させる訳にはいかないですし、いっぱい問題は抱えています。事務局にもお願いして、一つ一つ何とか整理したいと思っています。

ほかにございますか。

○真鍋委員 前にこの農地パトロールの後に、課題があるところについては、事務局はもとより、両J Aで現地に赴いて、営農指導であるとか様々なことをやって、特に特定生産緑地にどうやって結びつけるかという議論もしたと思うので、今日、課題があったところで特定生産緑地に申請しているかどうか分からないけれどもというお話もありましたが、世田谷区とすれば、できるだけ多くというか100%、なるべく多く特定生産緑地に移行してもらいたいという意向がある訳ですけども、もういよいよ平成4年分はぎりぎりになりましたので、翌年からまたあると思いますが、ここらのところ、このパトロールの結果をどう生かしてどうつなげていくかというのをやってもらいたいと思いますし、特定生産緑地に関しては、都市計画の方が所管ですけども、中身を分かっているのはこちらの方だと思いますし、先程言いました両J Aの支援がなければできないこともあると思いますので、ここらのところが山場だと思いますので、結果を生かしてもらいたいと思います。

それから、先程事務局からお話があった、意欲はあるけれどもちょっと認知が入れているという件があって、後継者の方がいらっしゃらないという部分で、貸借円滑化法をどう生かすかというのものもあるんじゃないかろうかと私は聞こえたんですけども、ここらのところもまだいろいろなツールがあるんじゃないかなと思いますので、せっかく都市農業振興基本法ができて、いろいろな新たな制度ができたので、それを活用するというのも考えていってほしいと思うし、こちらもそう思います。

それから、さっき大塚委員が言われた、各税務署の見解によって、担当者によって対応が違うということに現状はなっている訳です。いいよと言われた相続税納税猶予を受けた農地もあれば、やはり生産緑地になるならば、特に相続税納税猶予を受けるのならば、徹底した肥培管理をしなければならないということで、泣く泣く樹木を切ったりしているといういろんなことも聞いています。この辺の基準が本当に定かじゃないことと、ケース・

バイ・ケースによって違うということと、もっと許し難きことは、担当者によって見解が違うというのはとんでもないことだと思いますので、いろんな形でここで事象が出ているので、ぜひともこの農業委員会の中でも議論をして、問題点をきちっと整理するというのと同時に、ここにいる皆様方や、我々も議会からの選出ということになっておりますので、それぞれ国や都とつながりもある訳ですから、この問題点を整理して、公の場でただしてもらって、正式な回答をもらう道を探るべきだと思います。

以上です。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。

これは本当にもう何年来といろいろ問題になっていまして、その割には議論はあまりしていないので、できるだけ議論は進めていけるような機会を事務局の方で設けていただければと思います。

○大塚委員 農業委員会の姿勢が、本当に都市農業を守る気持ちがあれば、それを受け止めて何か行動していくということは必然的だと思うんですけども、農業委員というのはそういう立場の集まりだと思うんです。都市農業をどうするかというのを大局的に、今まで続いたものを将来に向けてずっと農地として保存もらいたいというのが原点ですけども、それに対する考え方が幾つもあったら困る訳です。整合は難しいかもしれないけれども、いろいろな形を探ってみるということが大事だと思います。

私の経験で、生産緑地制度を作る前に、おまえたちはどういう制度が欲しいんだと考えを聞かれたことがあるんです。僕らは僕らなりの考えを持って文書化して〇〇先生に渡したという経験があるんです。そういう具体的なことを行動していくことが農業委員の役目かなと感じております。

以上です。

○高橋会長職務代理者 大塚委員のお話に対して何かございますか。

○三田委員 これは事務局にお聞きしたいんですけども、そういう取りまとめというのは、東京都の農業会議では例えばそういうプロジェクトみたいなものがあるか、あるいはそういうファンクションみたいなものはあるのでしょうか。

○事務局 毎年1回、東京都農業会議に要望を出して、それは都や国にまた改めて農業会議から出すというタイミングがございます。これは毎年ございまして、確か納税猶予のことも出していたんですけども、トーンとしては少し緩いのかなと思っています。ですから、世田谷区としては特にこの点を強調するとか、違った要望の出し方もできると思いま

すので、今度お諮りするときにその辺はたたいてみたいなどと考えております。

○三田委員　そういう現状の中で一つ懸念されることというのは、ある基準を出せということが逆にやぶ蛇になるという形もあるかもしれない訳なんです。何か厳しいような条件を突きつけられるということも出てくる訳なんです。それはいわゆる国のお役人の方たちが得意とするところではある訳なので、そこを注意しなければいけないので、都市農地というものをいろいろな形が許される形で、かつ、それが農家以外も納得性のあるような形で、相続税のこととか納税猶予のこと、そういうようなことで残していくというのに比べれば、かなりやっぱり多面的な議論が必要になってくるかなと思って、その中で、多面的という中では、特にやぶ蛇を防ぐというファクターをきちっと入れ込んでおかないと、基準出せよ、出しました、あ、というようなことでは困ってしまうというような、ある程度バイアスを乗せておかなければならないと思っています。

ですので、東京都の農業会議の誰がこういうことをやっているかということ、どこの部分でやっているか、それはどんなことを考えているかということは、ある意味説明みたいなものがあるといいかな、そういうディスカッションみたいなものがあるかなと。

多分、農業委員の中でも、私の考える納税猶予の基準と大塚委員の考える納税猶予の基準は多分違うとは思いますが、それをどんな形でみんなの合意に持っていくかということも大きい課題があるかと思えます。東京都農業会議が我々にとっても実現するためのキーのところだとは思いますが、そこの中で誰がどうやっているか、どうしていこうかというようなところ、一番端的に言うと、俗人的に誰が考えているのみたいな形、あるいは誰も考えていないのということ、そこを事務局にお願いしていいことなのかどうか分からないんですけれども、分かるようにしていただきたいというか、今度のこういうところでもそういうことを提起していく必要があるのではないかなと思っています。

長くなって申し訳ないんですけれども、1点付け加えるとすれば、この手の基準というのが俗人的なものを、一方的な狭いもので自分たちの首を絞めるものにならないためには、少しアカデミズムサイドというんでしょうか、そういうものにいろいろ、例えば納税猶予はこんなふうになっているけれども、こういうところが問題があるんだよというような論文なんかをどんどん書いておいていただかないといけないということです。今までは大体、いわゆる主流派の経済学の人たちから、なるべくこういうところは競争原理みたいなものがあつた方がいいんだとかそういうものがいっぱいある訳ですけれども、それだけではなくて、もっと多面的な面とか、こういうことがあつた、こういう問題があつたみたい

なものも、そういう地道な積み上げがないとやぶ蛇というものが起こってしまうので、そういう意図を持った働きかけみたいなものもやっていく必要があるのかなと思っています。

長くなってすみません。

○真鍋委員 前期、前々期かな、農業会議の方に世田谷の農業委員会に来ていただいて、特定生産緑地のことであるとか、今度のいろいろな法律の改正のことについての説明を何度かやった記憶があります。課長も係長も前の人とかその前の人だったと思いますけれども、ですから、農業会議所の方もいろいろな制度の改正や中身のことについてはキャッチして、パンフレットも作り、説明にも来てくれているんですけども、そこでいつもテーマになったのは、生産緑地は確かに直売所もレストランも何でもいいですよ。ただし、相続税納税猶予を受けた生産緑地は分かりませんというのがあのときの回答だったんです。

だから、それこそそのことの回答を、農業会議からまだやってみなければ分からないみたいな状況でしたから、担当者に来てもらって、生産緑地はこうやって変わっても、パンフレットでもこういうのは全部いいですよとなっていると。相続税納税猶予を受けた生産緑地も同じ生産緑地なんだからいいんでしょうということさえ示されればはっきりすることはいっぱいあるんですよ。だから、そこのところがうちの農業委員会としても、せっかく農業会議から来ていただいて勉強会をずっとやってきた経緯があるんですけども、ぜひともそこらのところを、今までの経過、課題、うやむやな部分、それは世田谷区の農業委員会としてもずっと課題で持っていると思うので、これはぜひとも農業会議の方に整理をしてキャッチしたいと。

それがさっき申し上げた、農業会議がこれを返事できないのも、国税の話なので、このテーマは正式な見解が発表されていないということなんですよね。だから、これが農政の方で運動を起こして回答を求めるのか、公の場で質疑をしてもらって、それは首を絞めるということではなくて、生産緑地と相続税納税猶予を受けた生産緑地の違いを明確にしてみようというだけのことなんです。同じにしてくれたら全部解決、この分は解決だと私は思います。

こういう整理をして、課題を提出して、また農業会議の方にそのことについてこちらに来て説明を受けたいというのも私は一つの流れだと思し、道はあると思うので、そういう整理の仕方でいいんじゃないかと思いました。

○菅沼委員 大塚委員もそうだし、三田委員もそうだし、真鍋委員もそうなんですけれども、役所というのは4年おきに、うちの方もそうですけれども、変わってしまうんです。それと、税務署の担当は、それをかけることができるという権限を持っている。それから、都税事務所もそうなんです。都税事務所がよく言うと、うちで言うと、サザエさんの銅像を造るときに、都道ですから、東京都は道路を造ってもいいですよといったときに、都税事務所がそれに税金をかけている。これは個々の売上げのプラスになるんじゃないんですよとあって、さんざん説得して、それで税金をかけないようにしてもらったんですけれども、要するに、東京都はそういうふうにかける権限を持っている。農地も税務署がかける権限を持っている。それと、役人さんが4年ごとに替わってしまう。大塚委員が言った、所管の人たちの解釈によってこっちがオーケーでこっちが駄目だというのが出てくる。23区の場合でも農地があるところとか、大田区とか、ほとんどない区があるから、全庁的にやるというのは結構厳しい話。

さっきやぶ蛇が出るかもしれないというのは、そういうのがあることも考えながら、やっぱり国の政策でその辺は詰めていかないと、なかなか細かい現場の話は難しいのも事実だと思いますし、この委員会がそういう目的を持ってきちんとやる。

それで、今、5年連続、生産緑地の方でバツだというのがあったんですけれども、前にもみんな写真を撮ってきてもらって、これはどうだろうと議論したことがあるんです。これは幾ら何だってひど過ぎるだろうというので、委員長だとか農協の人たちが行って、何とか説得して、やっぱり少しでも農地を守っていくようにしなくければいけないと思います。やることは大事だし、その微妙な立場というのも分かってやるというのが一番難しいと思うんです。

○大塚委員 その話はそうですよね。やっぱり政治の中でこういう議論をしていく時期です。職員の中で話していても、来てもらっても、らちが開かないと思うんです。やっぱり一つの政治活動、政治運動、さっきちらっと言ったように生産緑地法も納税猶予の制度も通達という文書があるじゃないですか。そういうところではっきりさせていくとか、そうすれば、税務署が変わろうが変わるまいが、しっかりとした1本の骨が出ているんだから、それが本当の政治活動、そういう政治活動をおいおい区議の先生に協力してもらって、骨をしっかりと固めていくということなんです。そうすれば、決めておけばそんなにぶれないですよ。言葉で僕は簡単に言っているけれども、大変なことは分かっています。でも、現実に生産緑地制度というのは、他県の中でも農民がみんな頑張って勝ち得た歴史がある

訳ですよ。できないことはない。そういう時期かなと思います。

僕もそろそろ高齢者に入っていますので、今の内ならまだ動けるかなと思って、皆さんで、世田谷区だけの問題じゃないから、東京都市圏全部だから、それを一つにまとめるところが必要かもしれないと思っています。

○高橋会長職務代理者 4人の皆さんのご意見に追加というか、あるいは反対意見とかがある方はいらっしゃいますか。

○大塚委員 みんな悩んでいることは同じなんですよ。

○高橋会長職務代理者 もう一つ言わせてもらおうと、東京都農業会議の説明会をまたしてもらいます。

○海老澤委員 してもらった方がいいと思います。

○高橋会長職務代理者 農業会議を呼ぶのに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。それでは、事務局の方でよろしく願いいたします。

○事務局 こちらとしましても、皆様の意見を踏まえまして、東京都農業会議の方に協議してまいりたいと思います。

○高橋会長職務代理者 その後でまた議論を進めていきたいと思います。

○大塚委員 これは総会に組み込まないよね。

○高橋会長職務代理者 組み込みません。これとは別です。

○菅沼委員 終わってからということですか。

○高橋会長職務代理者 終わってからか、日にちを改めるか、どっちかにします。

○事務局 どちらがよろしいでしょうね。連続になると結構長丁場になって大変だし、別だとまた来るのも手間だし、皆さんの的には……。

○海老澤委員 前は連続でやっていたんですか。

○高橋会長職務代理者 前は連続でやりましたね。2時間ぐらいかけたので、結構遅くまで。

○海老澤委員 分けた方がいいような気がします。別の日にした方がという感じはします。前の受けた感じであれですけども。

○高橋会長職務代理者 ゆっくりできますよね。

○海老澤委員 長いので。

○大塚委員 ついでの話じゃないと思います。

○事務局 では、皆さん、別に設けてよろしいということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 はい、分かりました。

○大塚委員 来年早々に。

○高橋会長職務代理者 会長にもこれをよく話しておきますので、また後日ということ。

○事務局 どうせだったら、次の要望を出す前にやった方が、書くことができるからいいですね。

○真鍋委員 農業会議の方もあれから進んでいるのか、答えられるのかというテーマも私はあると思うんです。だって、貸借円滑化法をやってみなければ分からないという部分があったじゃないですか。だから、それを捉まえて、農業会議としてはそれをしっかり情報としてキャッチしているのか、やり取りしているのか分からないので、その辺がまだ全然見えていないのに来てもらっても同じだと私は思うんです。

農業会議と前からこの議論をしているじゃないですか。その後の進み方と、何か説明を受けられることはありますかというので、ある意味でお尻を押すことにもなると思うんです。

○大塚委員 今、真鍋委員が言ったように、世田谷区と東京都は調整が必要です。

○真鍋委員 あと、国よりも国会の場でこのことがテーマになっているのかとか、方式なりの答弁があったのかとか、それぞれ私も分からないので。

○高橋会長職務代理者 それは先生方からも聞いていただければと思います。

○真鍋委員 もちろん。それをこっちはこれはまた区としてやっているんですが、なかなかあれだけの広いものになると分からないんです。農業会議所というのは、そこが専門の組織だと思うんです。国の動向やいろいろな議論というものをキャッチして分かっているところだと認識しているんですけども、だから、分かっているものは教えてほしいという勉強会だと思うんです。

○事務局 事務局としても、情報収集に努めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○大塚委員 事務局も大変でしょうけれども、仕事以外がまた増えてしまったから。

○高橋会長職務代理者 できるだけ農業会議に仕事を与えてやって下さいよ。まだやることはいっぱいあると思うので、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。なければこの辺で終了したいと思いますが、よろしいですか。

○事務局 その他事項で事務局から幾つかございますので、よろしいですか。

今日は当日配付資料でお配りさせていただきました10月20日付東京都農業会からの案内でございます農業委員会70周年記念事業「令和3年度農業委員会活動推進フォーラム」の開催についてなんですが、活動推進フォーラムは毎年実施されておまして、毎年、うちの農業委員会から二、三名、任意で出ていただいております。今年は発足から70周年を迎えるに当たっての記念事業という冠がついております。11月29日月曜日、午後1時30分から午後4時30分、会場は昭島市のKOTORIホールとなりまして、事前に申込みが必要となりますので、もし参加を希望する委員の方がいらっしゃいましたら、11月12日までに事務局までご連絡をいただけますでしょうか。これは全体会と違いますので、バス等は出しません。現地集合、現地解散となる事業となります。

2つ目の東京アグリマネジメントスクール「食と農セミナー」の開催についてですが、こちらも10月20日付の日にちで農業会議よりお願いとして届いております。こちらは12月9日木曜日、午後2時から4時、ウェブ開催となっております。事務局での取りまとめはございませんので、参加をされる委員につきましてはここでの申し込みをお願いしたいと思っております。

もう1枚、農業経営の法人化と農地の貸借・雇用の活用研究会のご案内のチラシがございます。内容につきましては、ご確認をお願いしたいと思っております。こちらも事務局の取りまとめはございませんので、ご希望される際は各位お申し込みをお願いしたいと思っております。

事務局からは以上になりますが、先日、女性農業委員等研修がございまして、本澤委員が出席されておりますので、その報告をお願いしたいと思っております。

○高橋会長職務代理者 よろしく申し上げます。

○本澤委員 ちょうど2週間前の10月15日にオンラインで東京都農業会議主催の女性農業委員研修会に参加しました。内容は、東京都農業会議の方の東京農業の説明と、日野市の農業委員さんの取組の紹介と意見交換会でした。参加者は全員女性なんですけれども、割と私のように公募委員が多かったということもあって、後半の意見交換のときには、地域の農家さんを巡って歩くウォーキングツアーみたいなのを結構やっている農業委員があるらしいんですけれども、そういうのとかを区民とか市民向けにやったらいいよねという話が出たので、コロナ次第ですし、皆さんもかなり農業がお忙しい時期とかもあると思うんですけれども、世田谷区でもそういうのをやってもいいのかなと、もしやるんだったら私が企画してできたらなと思いました。

以上です。

○高橋会長職務代理者 ありがとうございます。もしそういうお話で、連れて行って下さいとかそういうのがありましたら、ぜひ本澤委員、企画して下さい。

○本澤委員 私は本当は皆さんの農地とかを見学させていただきたいなと思いつつ1年たってしまったので……。

○大塚委員 何も行動していないじゃない。駄目だよ。

○本澤委員 任期中に一度こういうのを企画して、皆さんのところと、農業委員以外の方のところも市民の方と一緒に巡って、理解を深められたらいいなと思っています。よろしくをお願いします。

○高橋会長職務代理者 よろしくをお願いします。

○菅沼委員 11月29日、本会議の初日なので、議員の人はみんな出られない。

○高橋会長職務代理者 29日は出られないそうです。

○真鍋委員 フォーラムね。

○菅沼委員 今までは、どちらかというと、会長になる人が肩身の狭い思いをしてはいけないというので、できる限り出ていたんですけども、今回は無理です。

○事務局 よろしくお願ひいたします。

○高橋会長職務代理者 全般を通じて、特にほかにはありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長職務代理者 それでは、ないようですので、江頭課長にご挨拶をよろしいですか。

○事務局

(事務長挨拶)

この議事録は、令和3年10月29日(金)開催の第15回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男